

宿泊契約締結の拒否

第〇〇条 当ホテル（館）は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないものとします。

- (1) 宿泊しようとする者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）である場合
- (2) 宿泊しようとする者が暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体である場合
- (3) 宿泊しようとする者が法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者のあるもの
- (4) 宿泊しようとする者が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合
- (5) 宿泊しようとする者が当ホテル（館）若しくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、又は合理的範囲を超える負担を要求した場合

当ホテル（館）の契約解除権

第〇〇条 当ホテル（館）は、宿泊者が次の事由に該当する場合、宿泊契約を解除するものとします。

- (1) 暴力団等反社会的勢力
- (2) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体
- (3) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者のあるもの
- (4) 他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合
- (5) 当ホテル（館）若しくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、又は合理的範囲を超える負担を要求した場合
- (6) 当ホテル（館）が定める利用規則の禁止事項に従わない場合

宴会利用契約締結の拒否及び解除

第〇〇条 当ホテル（館）は、次に掲げる場合において、宴会利用契約の締結に応じないものとします。また、宴会利用契約を締結した場合は契約を解除するものとします。

- 1 宴会場に出席する利用客の中に次の事由に該当する者がいる場合
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）
 - (2) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体
 - (3) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者のあるもの
- 2 当ホテル（館）の利用が暴力団を利することとなる場合
- 3 当ホテル（館）の他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合
- 4 当ホテル（館）若しくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、又は合理的範囲を超える負担を要求した場合